

大和市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、スポーツクラブルネサンス鶴間における地域支援事業（運動機能向上講習）の手数料の徴収事務を委託した件（平成24年大和市告示第223号）の一部を次のように変更する。

平成25年3月11日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 株式会社ルネサンス スポーツクラブルネサンス鶴間
支配人 丸山 正剛
- 3 委託期間 平成24年12月5日から平成25年3月22日まで